

「十勝川河川敷運動施設グループ」指定管理者の指定結果

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
十勝川河川敷運動施設	十勝川右岸の一部および西 22 条北 4 丁目 9 番地

2 指定管理者

帯広市東10条南 6 丁目 5 番地 1

株式会社 成井

代表取締役 成井 勝美

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで